

ハローワーク 京都だより

平成26年

1月

No.182 (通巻216号)
昭和51年6月創刊

労働市場ニュース



「宇治川の鴨」 増田陽子 (ハローワーク西陣)

も
く
じ

新年のご挨拶	1
平成26年3月新規学校卒業予定者の就職内定状況	2
平成25年障害者の雇用状況について	3
平成25年度第2回障害者就職面接会のご案内	4
精神障害者雇用管理セミナーについて	5
平成25年高年齢者の雇用状況について	6
高年齢者雇用確保措置について	7
「人材育成支援策」のご案内	8
派遣労働者セミナーを開催します	11
「ジョブ・カード制度」のご案内	12
京都府の最低賃金一覧表	13
『妊娠・育休トラブル 無料電話相談』について	14
平成26年度「均等・両立推進企業表彰」応募受付開始について	14
京都府の雇用失業情勢	15



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

京都労働局 HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



新年のご挨拶

京都労働局長 森川 善樹

新年 明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに平成26年の新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

さて、我が国の景気は、緩やかに回復しつつある中、京都府内の雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの、有効求人倍率が、5カ月連続0.9倍台で推移しているなど、改善が進んでいます。

その一方で、京都府の非正規雇用の割合は、一貫して上昇を続け、41.8%、全国3位となっています。この中には、自ら希望せず非正規で働く方々が多く含まれており、そうした方々の、正規労働者への転換が重要な課題となっております。企業内で正規労働者に転換するためのキャリアアップに取り組む事業主を支援する助成制度が、キャリアアップ助成金として整備されておりますので、ご活用いただければ幸いです。

また、女性の役員や幹部職員の少ない現状においては、企業における女性の活躍促進も重要な課題となっております。皆様におかれましては、①ポジティブ・アクションへの積極的な取組とともに、②ポジティブ・アクション推進についての社会的な気運を高めるため、厚生労働省の関連サイトにおいて、ポジティブ・アクションの取組状況などについての情報開示をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、政府の重点施策としている「電子政府の実現」の一環として、手続きの迅速化・省力化につながるよう、京都府内ハローワークでの雇用保険の届出等の電子申請を推奨しております。

当局といたしましては、これらの他にも多くの課題に適切に対応し、国民の期待に応えられる総合的な労働行政を推進するとともに、行政の効率的・効果的な運営を図ってまいります。

結びに、皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成26年3月新規学校卒業予定者の 就職内定状況

高校・大学(短期大学を含む)とも就職内定率は昨年度を上回りましたが、
現在も多くの生徒・学生が就職活動を行っています。

【高 校】

(11月30日現在)

	求人数 (人)	求職者数 (人)	就職内定者数 (人)	求人倍率 (倍)	就職内定率 (%)
平成26年3月卒	3,234	1,758	1,258	1.84	71.6
平成25年3月卒	2,780	1,823	1,304	1.52	71.5
平成24年3月卒	2,809	1,803	1,316	1.56	73.0
平成23年3月卒	2,691	1,677	1,238	1.60	73.8

※対象は、学校や公共職業安定所からの職業紹介を希望した生徒です。

※115校からの報告により集計

【大学・短期大学】

(12月1日現在)

	就職希望者数 (人)	就職内定者数 (人)	就職内定率 (%)
平成26年3月卒	25,958	17,470	67.3
平成25年3月卒	26,491	16,239	61.3
平成24年3月卒	27,248	15,477	56.8
平成23年3月卒	31,002	17,444	56.3

※39校からの報告により集計

お問い合わせ先：京都労働局職業安定課 ☎ 075-241-3268

平成 25 年 京都府内の障害者雇用状況について

京都労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、身体障害者、知的障害者の雇用義務がある事業主等から、平成 25 年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況報告を求め、これを取りまとめました。

その概要は以下のとおりです。なお、昨年 4 月 1 日から民間企業の法定雇用率は 2.0%に引き上げられています。

1 民間企業の障害者の雇用状況

障害者雇用率は 1.93%

法定雇用率 2.0%が適用される常用労働者数 50 人以上規模の報告企業数は、1,588 社（前年 1,438 社）となった。

実雇用率は、1.93%（前年 1.80%）で前年より 0.13 ポイント上昇した。

法定雇用率達成企業の割合は 46.9%（前年 49.7%）で、平成 25 年 4 月から法定雇用率が引上げられた影響で、前年より 2.8 ポイント低下した。また、法定雇用率を達成している企業数は 745 社（前年 714 社）となった。

雇用されている障害者数は、7,209.5 人（前年 6,563.5 人）で過去最高を更新。内訳は、身体障害者が 5,343.5 人（前年 5,055.5 人）、知的障害者が 1,535.5 人（前年 1,287.5 人）精神障害者が 330.5 人（前年 220.5 人）となっている。

2 地方公共団体の障害者雇用状況

京都府の機関（京都府教育委員会を除く）は法定雇用率を達成

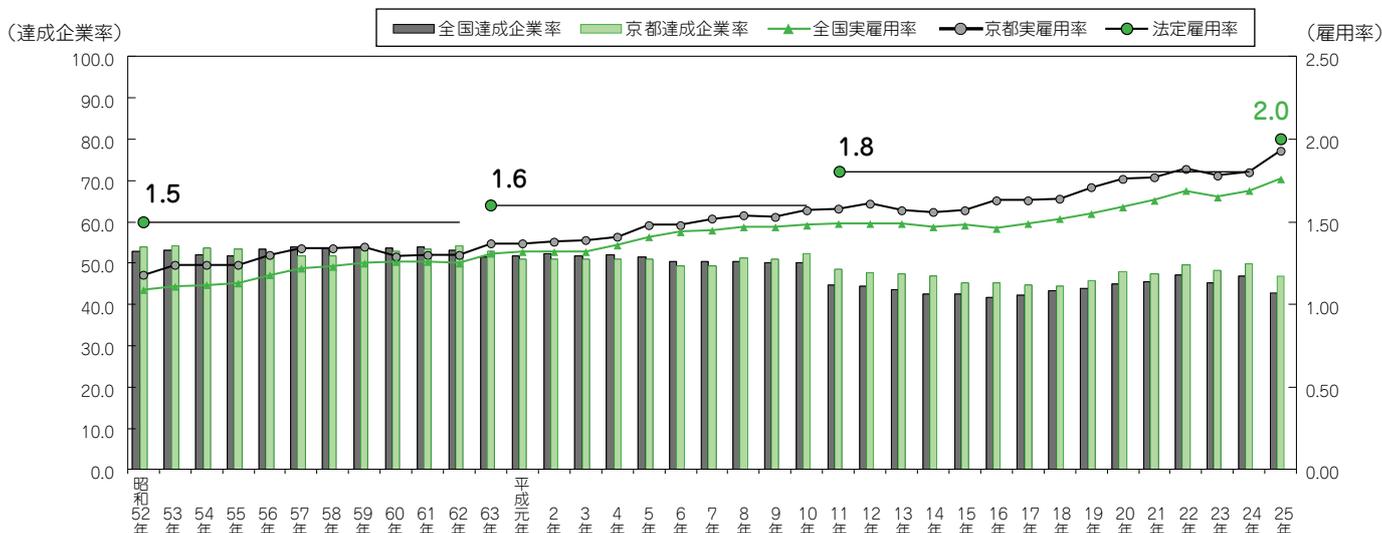
法定雇用率 2.3%が適用される京都府の機関（京都府教育委員会を除く。）の実雇用率は 2.68%（前年 2.60%）となった。

法定雇用率 2.2%が適用される京都府教育委員会の実雇用率は 2.07%となった。

市町村等の実雇用率は 2.27%

市町村等の機関の実雇用率は 2.27%（前年 2.26%）となった。

一般の民間企業における障害者実雇用率及び雇用率達成企業割合



平成 25 年度第 2 回障害者就職面接会



国立京都国際会館

主 催 京都労働局・ハローワーク・京都障害者職業相談室
京都府・京都障害者職業センター

日 時 平成 26 年 2 月 19 日 (水)

応募者受付開始	11 : 00 ~
企業受付開始	11 : 30 ~
面接開始	12 : 00 ~
面接受付終了	15 : 00
面接会終了	17 : 00

※事業所の面接受付状況により、随時、受付を終了する場合があります。

開催規模 求人企業 56 社 参加求職者 400 名程度

会 場 [国立京都国際会館「イベントホール」](#)

京都市左京区宝ヶ池

- 地下鉄烏丸線「国際会館」駅から徒歩約 5 分
地下鉄烏丸線「国際会館」駅の改札から地下通路を通り
出入口 4 - 2 をご利用ください。

お問い合わせ先

ハローワーク西陣	TEL 075-451-8609
園部出張所	TEL 0771-62-0246
ハローワーク京都七条	TEL 075-341-8609
京都障害者職業相談室	TEL 075-341-2626
ハローワーク伏見	TEL 075-602-8609
ハローワーク宇治	TEL 0774-20-8609
ハローワーク田辺	TEL 0774-65-8609
木津出張所	TEL 0774-73-8609



近畿ブロック

精神障害者の雇用管理セミナー

～精神障害のある人の雇用と職場定着をすすめるために～

参加費無料

日時：平成26年1月24日（金）13：30～16：40（受付13：00～）
場所：京都テルサホール
京都市南区東九条下殿田町70番地
定員：300名（定員になり次第締め切らせていただきます）
申込方法：各ハローワークへお申込みください。

セミナープログラム

基調講演

長岡ヘルスケアセンター（長岡病院）
副院長 角谷 慶子 様

事例発表

①「精神障がい者の雇用について」
株式会社NTTデータだいち
企画総務部 近藤 秀雄 様

休憩

②「第一生命チャレンジド株式会社における精神障がい者雇用の取り組み」
第一生命チャレンジド株式会社
社長 湯浅 善樹 様
職場定着推進室
課長補佐 斉藤 朋実 様

質疑応答

主催：京都労働局・ハローワーク
後援：京都府

お問い合わせ先：京都労働局職業対策課 ☎075-275-5424 又は 各ハローワークへ

平成25年 京都府内の高年齢者の雇用状況について

京都労働局では、高年齢者の雇用状況について「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、平成25年6月1日現在の報告を求め、常用労働者数31人以上規模の企業2,706社の状況を集計しました。その概要は以下のとおりです。

1 「高年齢者雇用確保措置」の実施状況

高年齢者を65歳以上まで雇用するための雇用確保措置を実施している企業の割合は、91.6%（2,480社）となっています。平成25年4月に施行された改正法（次ページ参照）の影響により、前年比5.4ポイントの減少となりました。

企業の規模別にみると、301人以上規模の企業で94.9%、51～300人規模の企業で91.9%、31～50人規模の企業で90.4%となっています。

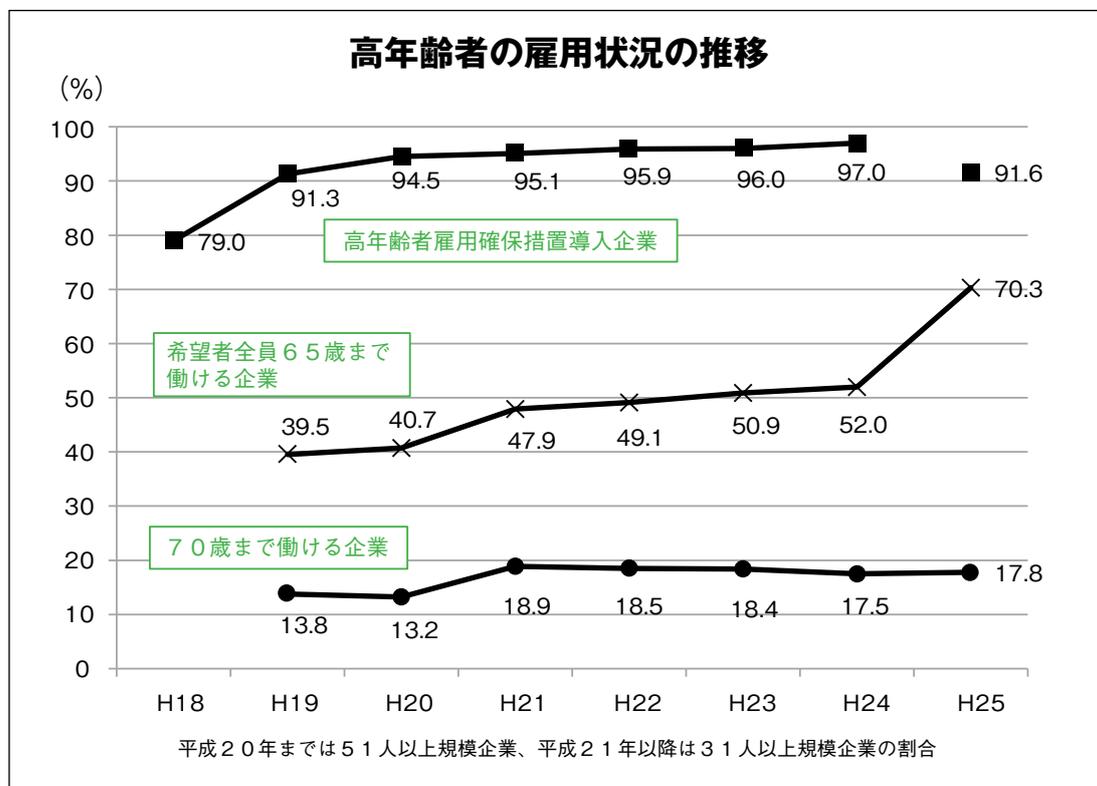
2 「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の割合

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は、70.3%（1,901社）で、前年の52.0%から大幅に増加しました。

企業の規模別にみると、301人以上規模の企業で58.1%、51～300人規模の企業で68.1%、31～50人規模の企業で76.9%となっています。

3 「70歳以上まで働ける企業」の割合

70歳以上まで働ける企業の割合は、17.8%（482社）で、前年の17.5%とほぼ変わりませんでした。



お問い合わせ先：京都労働局職業対策課 ☎ 075-275-5424

高年齢者雇用確保措置

～あなたの会社は法律どおり実施できていますか？～

平成25年4月1日に改正高齢法（「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」）が施行されました。改正高齢法の主なポイントは「継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止」です。

■ 高年齢者雇用確保措置とは？

65歳未満の定年を定めている会社は、65歳までの雇用を確保するため、

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度（高年齢者が希望するときは、定年後も引き続き雇用する制度）
- ③ 定年の廃止

のいずれかの措置（これを「高年齢者雇用確保措置」といいます。）を講じなければならないと定められています。

■ どう変わった？

これまでは、労使協定により上記②の継続雇用制度（本来は希望者全員が対象だが）の対象者を定める基準を作成し、その基準に基づく制度を導入した場合は、上記②の制度を導入しているものと「みなす」とされていましたが、法改正により、このみなし規定が廃止されました。つまり、継続雇用制度の対象者は、原則どおり「希望者全員」となります。 →（経過措置あり）

■ 経過措置？

- 経過措置を利用できる会社は？

平成25年3月31日の時点で、労使協定により継続雇用制度の対象者を定める基準を作成し、その基準に基づく制度を導入していた会社のみです。

- 経過措置の内容は？

平成27年3月31日までの間、引き続き対象者を定める基準に基づく継続雇用制度を使ってもよいとされました。

- ただし、その基準は

平成28年3月31日までは	61歳以上の人に対して
平成31年3月31日までは	62歳以上の人に対して
平成34年3月31日までは	63歳以上の人に対して
平成37年3月31日までは	64歳以上の人に対して

のみ適用されます。

■ 高年齢者雇用確保措置未実施の会社はどうすべき？

高年齢者雇用確保措置を定め、就業規則などを改正してください。10人以上の労働者がいる会社は、改正した就業規則を労働基準監督署へ届け出てください。必要があります。

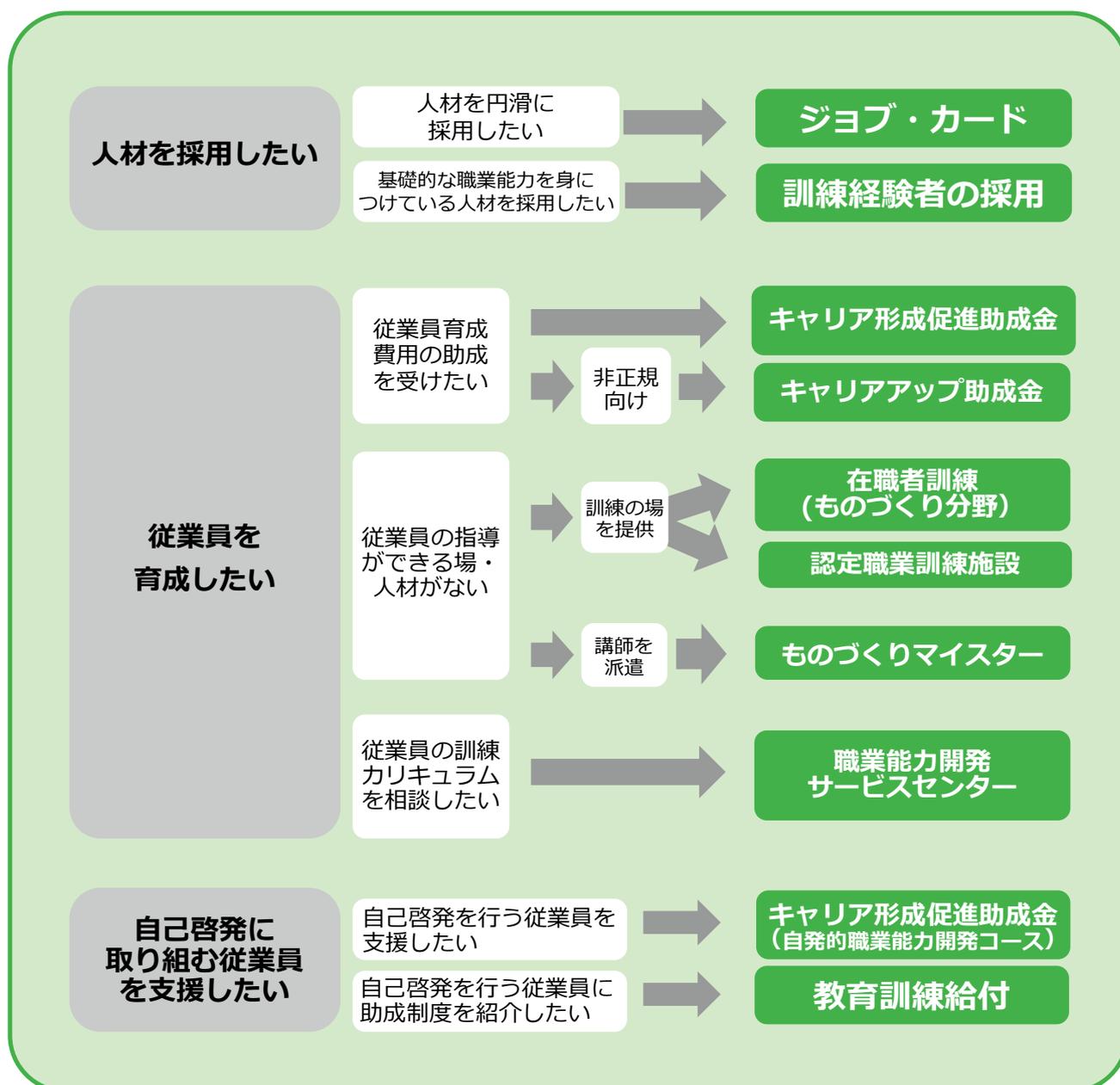
なお、厚生労働省のホームページに関連したQ&Aが掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/qa/index.html>

お問い合わせ先：ハローワーク又は京都労働局職業対策課 ☎ 075-275-5424

人材育成に取り組む事業主を支援します！ 「人材育成支援策」のご案内

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。



人材を採用したい

ジョブ・カード

ジョブ・カードには、職務経歴や登録キャリア・コンサルタントによる相談結果の記載、さらには、受講した職業訓練の能力評価等、通常の履歴書よりも多くの情報が盛り込まれています。

ジョブ・カードを活用すれば、次のようなメリットがあります。

- ① 採用面接時に求職者の職業能力の把握等が可能になる
- ② ジョブ・カードの作成過程でキャリア・コンサルティングを受けることにより、明確なキャリアプランを持つことが可能となるため、求職者自身の職業意識や就業意欲が高まり、採用後の定着につながる

ハローワークで求人申込みを行う際には、ぜひ、**応募書類等の欄**においては「**ジョブ・カードでの応募も可能**」とするようにしてください。

詳しくは、[ハローワーク](#)へ

訓練経験者の採用

国や都道府県では、離職者等が再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を行っています。平成24年度の訓練総受講者数は約25万人。訓練分野も多岐にわたります。ハローワークで求人申込みを行う際には、**訓練経験者の採用**をご検討ください。

詳しくは、[ハローワーク](#)へ

従業員を育成したい

キャリア形成促進助成金

職業訓練等を実施する**中小企業**の事業主に対して、訓練経費や訓練中の賃金を助成します。

助成内容		助成額
政策課題対応型訓練	①若年人材育成コース	採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者への訓練
	②成長分野等人材育成コース	健康、環境等の重点分野での人材育成のための訓練
	③グローバル人材育成コース	海外関連業務に対する人材育成のための訓練
	④熟練技能育成・承継コース	熟練技能者の指導力強化や技能承継のための訓練、認定職業訓練
	⑤認定実習併用職業訓練コース	厚生労働大臣の認定を受けた企業での実習付き訓練
	⑥自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援
一般型訓練（政策課題対応型以外）		賃金助成：1h当たり400円 経費助成：1/3 <small>※訓練時間に応じて1人当たり5～20万円が上限</small>

詳しくは、[ハローワーク](#)、[都道府県労働局](#)へ

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容	助成額 ()額は大企業の額
人材育成コース 有期契約労働者等に ◆一般職業訓練（教育訓練機関等における座学） または、 ◆有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせた3～6か月の職業訓練）を行った場合に助成	◆教育訓練機関等における座学《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円（500円） 経費助成：上限 20万円（15万円） ◆企業における実習《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円（700円） ※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円

詳しくは、[ハローワーク](#)、[都道府県労働局](#)へ

従業員を育成したい

在職者訓練(ものづくり分野)

ポリテクセンター等での在職者向け訓練

在職者を対象に、ものづくり分野について、2～5日間の集中的な訓練を実施。既定の訓練コースの他、オーダーメイド型の訓練も実施します。

詳しくは、[ポリテクセンター、ポリテクカレッジ、都道府県能力開発主管課](#)へ

認定職業訓練施設での在職者向け訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

【主な訓練科】 建築・土木関係 金属・機械加工関係 理美容関係 等

詳しくは、[都道府県能力開発主管課](#)へ

ものづくりマイスター

優秀な「ものづくりマイスター」が実践的な実技指導を行い、若年技能者のスキルアップをお手伝いします。最適なものづくりマイスターを選定し、企業に派遣します。

【ものづくりマイスターの認定人数（平成25年10月11日現在）】
（全国）2,010人

詳しくは、[都道府県職業能力開発協会（技能振興コーナー）](#)へ

職業能力開発サービスセンター

社会保険労務士や中小企業診断士等、人材育成コンサルタントを無料で派遣し、**企業のご希望に応じた人材育成計画等の策定についての助言**を行います。

- ・キャリア支援のための相談・助言（無料相談）
- ・専門スタッフ（アドバイザー・コンサルタント・サポーター）が対応
助言指導・情報提供数の実績：約22万件（平成24年度）

詳しくは、[都道府県職業能力開発協会（職業能力開発サービスセンター）](#)へ

自己啓発に取り組む従業員を支援したい

キャリア形成促進助成金(自発的職業能力開発コース)

従業員の自発的な能力開発にかかる経費や、訓練中の賃金を支払う中小企業の事業主を助成します。

助成内容			助成額
政策課題対応型訓練	自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援	賃金助成：800円（1h） 経費助成：1/2 ※訓練時間に応じて 1人あたり5～20万円が上限

詳しくは、[ハローワーク、都道府県労働局](#)へ

教育訓練給付

自ら費用を負担して自己啓発に取り組む従業員への支援策があります。自己啓発に取り組む従業員にご紹介ください。

対象	雇用保険被保険者又は被保険者であった者が一定の条件を満たす者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合
支給額	従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）

詳しくは、[ハローワーク](#)へ

派遣労働者セミナーを開催します

労働者派遣で働いている方、労働者派遣で働こうと考えている方を対象に、派遣労働に当たっての知識・仕組み（労働者派遣制度、労働基準法令、労働・社会保険の適用等）、求人票の見方などに関するセミナーを開催します。

- ◆ **日時等**
 - 第5回 平成26年1月17日（金）午後2時～3時 京都労働局
 - 第6回 平成26年1月29日（水）午前9時～10時 京都労働局
 - 第7回 平成26年2月17日（月）午後2時～3時 京都労働局

- ◆ **場所**
 - 第6回・第7回は、京都労働局 6階「中3会議室」
 - 第5回は、京都労働局 6階「中2会議室」
 - 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
 - （京都市営地下鉄烏丸線「烏丸御池」下車 2番出口徒歩3分）

- ◆ **内容**
 - ① 労働者派遣制度について
 - ② 派遣労働者として働くときに気をつけること
 - ③ 質疑・相談

- ◆ **対象者** 京都府内にお住まいの方で、
 - ① 労働者派遣で働いている方
 - ② 労働者派遣で働こうと考えている方
 - ③ 労働者派遣制度等について知りたい方

- ◆ **申込み** ご希望の方は開催日の1週間前までに、お電話にて下記まで申込みください。
各回の定員は24名です。（先着順）
受講料は無料です。

お問い合わせ・申込み先：京都労働局需給調整事業課 ☎ 075-241-3225

経営者の皆様へ

中小企業の強い味方

ジョブ・カード制度



自社のニーズに合った人材を育成・確保できます！

ジョブ・カード

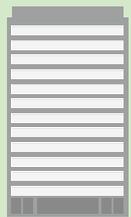
求職者の職業能力を証明する4種類のシート(①履歴シート、②職務経歴シート、③キャリアシート、④評価シート)です。履歴書などにはない求職者に関する詳細な情報が記載されているので、短時間の採用面接では分からない求職者の職業能力やレベルなどを客観的に評価できます。

有能な人材を育成・確保したい企業

正社員の経験が少ない求職者など

企業

人材



ジョブ・カードでマッチング

経験が少なくても正社員への道が広がります。



ジョブ・カード制度

ジョブ・カードを活用した職業訓練を通じ、有能な人材を育成・確保したい企業と正社員の経験が少ない求職者や新規卒者とのマッチングを促進する国の制度です。職業訓練を実施する企業では、訓練生の適性や能力などを判断したうえ、正社員として継続雇用できます。また、一定の要件を満たす場合は、国からの助成金や奨励金を受けられます。全国105カ所の商工会議所では、国からの委託により、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施する企業を支援しています。

中小企業での活用が9割弱を占めています！



全国各地の地域ジョブ・カード(サポート)センターでは、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施する企業を支援しています。

お問い合わせ先： 地域ジョブ・カード(サポート)センターへ

ジョブ・カードセンター

検索

日本商工会議所 中央ジョブ・カードセンター
各地商工会議所 地域ジョブ・カード(サポート)センター

詳細はwebで

日本商工会議所(ジョブ・カード事業)
<http://www.jc-center.jp>

厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp>
[ジョブ・カードは、このページからダウンロードできます。]



京都府の最低賃金一覧表



京都府最低賃金	時間額 (発効日)	必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。 ※京都府最低賃金は、京都府内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト等を含む）と労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。
	773円 (平成25年10月24日発効)	

次の特定（産業別）最低賃金は、当該産業（日本標準産業分類による）の「基幹的労働者」に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の件名	産業分類	時間額 (発効日)	適用除外の労働者（京都府最低賃金が適用されず。）
金属製品製造業 <small>金属成形製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（粉末冶金製品製造業を除く）</small>	E240 E245 (E2453を除く) E248 L7282（一部）	842円 (平成25年12月27日発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、片付け又は賄いの業務
はん用・生産用・業務用機械器具製造業 <small>ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（建設用クレーン製造業に限る）</small>	E250 E252 E253 E2596 E260 E2621（一部） E263 E264 E265 E266 E267 E2693 E2699 E270 E271 E272 L7282（一部）	822円 (平成20年12月21日発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
電気機械器具製造業 <small>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</small>	E28 E29 E30 L7282（一部）	840円 (平成25年12月27日発効)	
輸送用機械器具製造業 <small>輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 ※輸送用機械器具製造業は自動車・同部品製造業を除く 建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る</small>	E310 E311 E313 E314 E315 E319 (E3191を除く) E2621（一部） L7282（一部）	849円 (平成25年12月27日発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
各種商品小売業 <small>※衣食住にわたる商品を一括して一事業場で小売りする事業所</small>	I56 L7282（一部）	790円 (平成25年12月27日発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
自動車（新車）小売業	I590 I5911 L7282（一部）	773円	平成25年10月24日以降については、新たな金額が決定されるまでの間、京都府最低賃金時間額773円が適用されます。
印刷業	E150 E151 L7282（一部）	773円	京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金時間額773円が適用されます。
自動車小売業 <small>※中古車、自動車部分品・附属品小売業を含む</small>	I590 I591 (I5911,I5914を除く) L7282（一部）	時間額については、京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金時間額773円が適用されます。 ただし、日給制の労働者については、自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。	

- 発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- 支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。

スマホ、携帯でも最低賃金を
チェックできます！



お問い合わせ先：京都労働局賃金室 ☎ 075-241-3215 FAX075-241-3222 又は 最寄りの労働基準監督署へ

妊娠や出産・育児休業をめぐる 会社とトラブルになっていませんか？

例えば・・・

- 妊娠したことを会社に報告したら、「いつ辞めるの？」と聞かれました。
 - パートで働いているのですが、「うちの会社は産休、育休はないから」と言われました。
 - 切迫流産で2週間休んだら「責任持てないから辞めてほしい」と言われました。
 - 育児休業から復職しようとする、「もう代替りの人がいるから」と解雇されました。
- このようなトラブルについて、平日は忙しくて相談できないという方のため、下記の相談電話を設置し、近畿ブロックにおけるご相談を受け付けます。

『妊娠・育休トラブル 無料電話相談』

0120-008-192

平成26年1月26日（日）

受付時間：午前9時～午後5時

平成26年度「均等・両立推進企業表彰」 応募受付を開始しました

厚生労働省では、他の模範ともいえるべき取り組みを推進している企業を「均等・両立推進企業」として表彰を行っています。応募受付期間は1月1日から3月31日までです。「我が社こそは」と思われる企業の皆様、是非ご応募ください。

<表彰の種類>

両部門に優れた企業

厚生労働大臣最優良賞

<均等推進企業部門>

職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み（ポジティブ・アクション）を実施している企業

◇厚生労働大臣優良賞 ◇都道府県労働局長優良賞
◇都道府県労働局長奨励賞

<ファミリー・フレンドリー企業部門>

仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを実施している企業

◇厚生労働大臣優良賞 ◇都道府県労働局長優良賞
◇都道府県労働局長奨励賞

実施要領、表彰基準および応募用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードしていただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>

表彰に関する問い合わせ先：京都労働局雇用均等室 ☎ 075-241-0504

京都府の雇用失業情勢

● 平成 25 年 11 月内容 ●

平成 25 年 12 月 27 日
京都労働局職業安定部

平成 25 年 11 月の京都府における有効求人倍率(季節調整値)は、前月より 0.01 ポイント上昇し 0.96 倍となった。また、新規求人倍率(季節調整値)は、前月より 0.16 ポイント低下し 1.47 倍となった。正社員有効求人倍率(原数値)は 0.70 倍と前年同月より 0.12 ポイント上昇した。

有効求人数(季節調整値)は、48,674 人で前月に比べ 1.6% 増となり、有効求職者数(同)は、50,674 人で前月に比べ 0.4% 増となった。

(1) 有効求職者数(原数値)は、48,348 人で前年同月比 8.9% 減少した。

新規求職者数(原数値)は、9,530 人で前年同月比 9.9% 減少した。内訳は、一般が 6,515 人で同 10.7% 減、パートは 3,015 人で同 8.0% 減となった。新規常用求職者(パートを除く。)の構成比をみると、在職者 26.5%、離職者 62.4% (うち事業主都合 17.4%)、無業者 11.1% である。

なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比 29.5% 減少している。

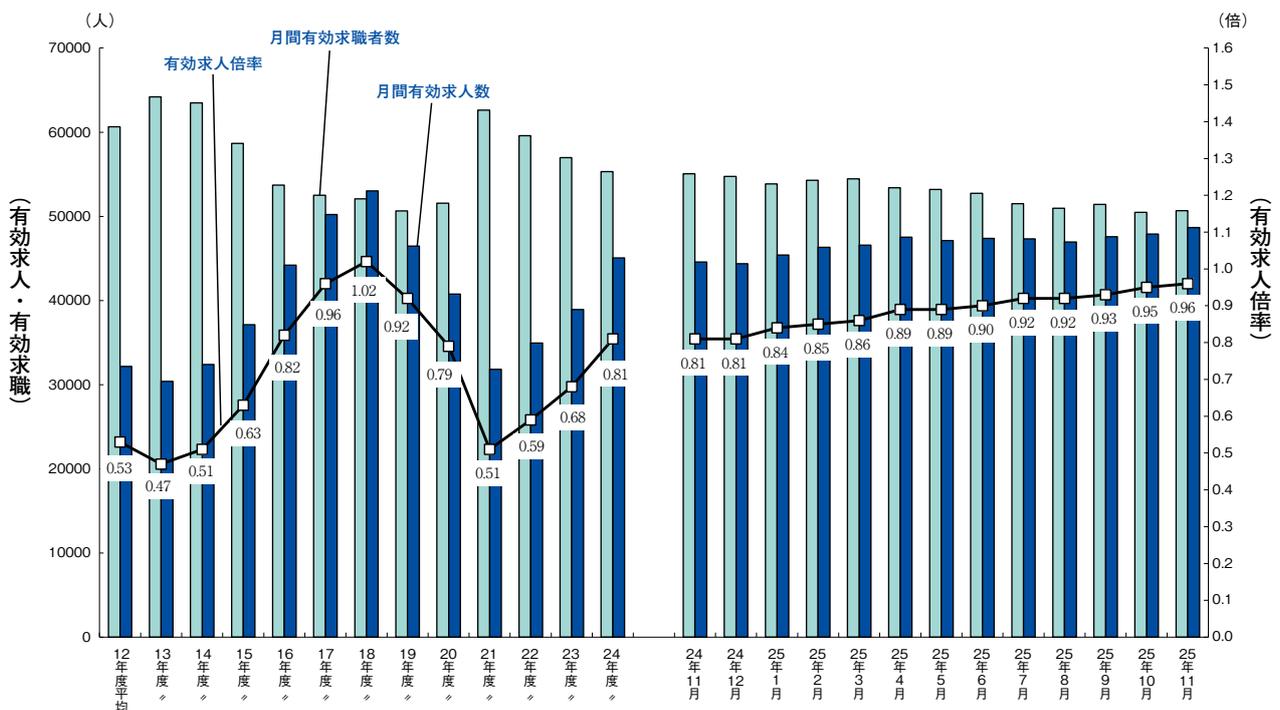
(2) 有効求人数(原数値)は、50,241 人で前年同月比 7.7% 増加した。

新規求人数(原数値)は、17,542 人で前年同月比 2.8% 増加した。内訳は一般が 9,957 人で同 2.8% 増、パートは 7,585 人で同 2.8% 増加した。新規求人数を主要産業別にみると、製造業が前年同月比 26.1% 増、建設業が同 14.0% 増、宿泊業、飲食サービス業が同 2.7% 増、サービス業(他に分類されないもの)が同 0.8% 増、卸売業、小売業が同 0.5% 増となった。

一方、運輸業、郵便業は前年同月比 2.8% 減となった。

(3) 就職件数は、3,548 件で前年同月比 5.2% 減少した。内訳は、一般が 2,000 件で同 1.5% 減、パートは 1,548 件で同 9.5% 減少した。雇用保険受給者の就職件数は、854 件で同 9.0% 減少した。

求人・求職・求人倍率の推移



注：月別の数値は季節調整値である。なお、平成 24 年 12 月以前の数値は、平成 25 年 1 月分公表時に新季節指数により改訂されている。